

○総務省訓令第12号

平成23年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成23年3月31日

総務大臣 片山 善博

平成23年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成23年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 評価対象政策

(1) 総務省の主要な政策

実績評価方式による評価を行うものとして、以下の主要な政策を対象とする（それぞれの主要な政策に関連する事業等のうち、基本計画第6章第2節第2項(2)①に該当するものを含む。）

- ・ 国家公務員の人事管理の推進
- ・ 適正な行政管理の実施
- ・ 行政評価等による行政制度・運営の改善
- ・ 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
- ・ 地域振興（地域力創造）
- ・ 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・ 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
- ・ 選挙制度等の適切な運用
- ・ 電子政府・電子自治体の推進
- ・ 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・ 情報通信技術高度利活用の推進
- ・ ユビキタスネットワークの整備
- ・ 情報通信技術利用環境の整備

- ・電波利用料財源電波監視等の実施
- ・ICT分野における国際戦略の推進
- ・郵政行政の推進
- ・一般戦災死没者追悼等の事業の推進
- ・恩給行政の推進
- ・公的統計の体系的な整備・提供
- ・消防防災体制の充実強化

(2) 成果重視事業

実績評価方式により評価を行うものとして、以下の成果重視事業を対象とする。

- ・職員等利用者認証業務・システム最適化事業
- ・文書管理業務・システム最適化事業
- ・共同利用システム基盤の業務・システム最適化事業
- ・物品調達業務・システム最適化事業
- ・恩給業務の業務・システム最適化事業
- ・統計調査等業務の最適化事業

2 評価の手續等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき大臣官房政策評価広報課長が別に定める様式により評価書の案（以下「評価書案」という。）を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づく審査を行い、政務三役の了承を得て、評価書を決定し、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。